

## さいたま市告示第207号

さいたま市立病院医師事務作業補助者統括業務に係る人材派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成30年2月8日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市立病院医師事務作業補助者統括業務に係る人材派遣業務

#### (2) 履行場所

さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市立病院

#### (3) 業務概要

さいたま市立病院（以下「病院」という。）において、医師事務作業補助業務を行うと共に、病院において直接雇用している医師事務作業補助者（以下「医療クランク」という。）の統括業務等を行う。

詳細については、仕様書のとおり

#### (4) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成29・30年度 さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に、業務「その他」の受注希望業務「人材派遣」で掲載されていること。

(2) 次のいずれにも該当しないものであること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成27年4月1日以降、医師事務作業補助者の派遣業務を継続1年以上受託した実績を有すること。

(5) 労働者派遣事業の許可を得ていること。

(6) 派遣就業に必要な技能・知識等の教育研修体制があること。

### 3 入札参加資格の有無の確認

本入札に参加を希望する者は、次の書類を提出して入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 競争入札参加資格等確認申請書等の配布

ア 配布場所

さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課

イ 配布期間

告示の日から平成30年2月22日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(2) 提出書類

ア 競争入札参加資格等確認申請書

イ 2(4)に規定する契約実績を証するものとして、契約書の写し及び仕様書

ウ 2(5)に規定する労働者派遣事業の許可を得ていることを証するものとして、労働者派遣事業の許可証の写し

エ 2(6)に規定する派遣就業に必要な技能・知識等の教育研修体制があることを証する書類

オ 入札説明書に定める書類

(3) 競争入札参加資格等確認申請書の提出

ア 提出先

3(1)アに同じ

イ 受付期間

3(1)イに同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

持参

(4) 競争入札参加資格確認結果通知書等の交付

参加資格確認終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

ア 交付場所

3(1)アに同じ

イ 日時

平成30年2月28日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ウ その他

郵送希望者については、3(3)の書類提出時において返信用封筒に92円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

4 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成30年3月2日（金）までにさいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課に入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

5 入札の場所及び日時

(1) 入札場所

さいたま市緑区大字三室2460番地　さいたま市立病院　仮設棟会議室1（仮称）

(2) 入札日時

平成30年3月9日（金）午前10時00分

6 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額等

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、総価の算出方法、及び入札書と併せて提出する入札内訳書に記載する金額については、入札説明書のとおり

(3) 提出書類

代理人により入札する場合は、委任状を提出すること。

(4) 入札回数等

ア 再度入札は、1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 本入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書、入札内訳書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ウ 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

7 落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札保証金

見積もった金額（総価）の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

9 最低制限価格

設定する。（最低制限価格を下回る入札をした者は、その業務の再度入札に参加できない。）

#### 1 0 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条の規定において無効と定める入札は、これを無効とする。

#### 1 1 契約保証金

入札書に記載した金額（総価）の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### 1 2 支払条件

(1) 入札内訳書に記載したリーダー職、サブリーダー職それぞれの単価に就業時間で積算した額を合計し、合計した金額に消費税額等を加算した額を支払う。ただし、積算の際に乗じて生じた 1 円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(2) 支払の時期は、翌月の末日とする。ただし、病院と落札者が協議し、合意した場合はこの限りではない。

#### 1 3 その他

(1) 提出された確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約書作成の要否  
要

(4) 詳細は、入札説明書による。

#### 1 4 問い合わせ先

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 番地   さいたま市保健福祉局市立病院経営部医事課医事係  
電話   0 4 8 （ 8 7 3 ） 4 1 6 8